

本連合主催の駅伝大会に関する規約

第1条（本連合主催の駅伝大会）

1 公益社団法人日本学生陸上競技連合（以下「本連合」という。）主催の駅伝大会は、以下の4大会（男子2大会、女子2大会）とする。

（男子）全日本大学駅伝対校選手権大会

出雲全日本大学選抜駅伝競走

（女子）全日本大学女子駅伝対校選手権大会

全日本大学女子選抜駅伝競走

2 本連合が主催する駅伝大会は、本規約に定める事項のほか、各大会ごとに定める開催要項に従って行う。

第2条（全日本大学駅伝対校選手権大会）

全日本大学駅伝対校選手権大会は、開催日を11月第1日曜日、スタート地点を熱田神宮正門前、ゴール地点を伊勢神宮内宮宇治橋前とし、以下の区間構成によって行う。

（8区間 合計106.8km）

第1区 9.5km

第2区 11.1km

第3区 11.9km

第4区 11.8km

第5区 12.4km

第6区 12.8km

第7区 17.6km

第8区 19.7km

第3条（出雲全日本大学選抜駅伝競走）

出雲全日本大学選抜駅伝競走は、開催日をスポーツの日、開催場所を出雲市とし、以下の区間構成によって行う。

（6区間 合計45.1km）

第1区 8.0km

第2区 5.8km

第3区 8.5km

第4区 6.2km

第5区 6.4km

第6区 10.2km

第4条（全日本大学女子駅伝対校選手権大会）

全日本大学女子駅伝対校選手権大会は、開催日を10月最終日曜日、開催場所を仙台市

とし、以下の区間構成によって行う。

(6区間 合計 38.1km)

- 第1区 6.6km
- 第2区 3.9km
- 第3区 6.9km
- 第4区 4.8km
- 第5区 9.2km
- 第6区 6.7km

第5条 (全日本大学女子選抜駅伝競走)

全日本大学女子選抜駅伝競走は、開催日を12月30日、開催場所を富士市及び富士宮市とし、以下の区間構成によって行う。

(7区間 合計 43.4km)

- 第1区 4.1km
- 第2区 6.8km
- 第3区 3.3km
- 第4区 4.4km
- 第5区 10.5km
- 第6区 6.0km
- 第7区 8.3km

第6条 (外国人留学生)

- 1 本規約に定める駅伝大会における外国人留学生選手の起用は、各参加チームごとに、予選会及び本選ともに、エントリーは2名まで、出場は1名までとする。
- 2 前項にいう「外国人留学生選手」とは、留学ビザで入国資格を得ている本連合加盟校所属の登録競技者を指すものとし、日本に永住又は定住が認められている外国人は対象外であり、何らこの本条に基づく規制を受けるものではない。
- 3 各加盟校においては、外国人留学生選手について、駅伝大会等における勝敗の観点に偏重することなく、学生としての学業、日常生活、卒業後の進路等にも十分に配慮をして、指導・育成を行うものとする。

第7条 (規約の変更)

本規約の変更(各回限りの変更を含む。)は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規約は令和4年12月17日から施行する(令和4年12月17日理事会決議)